

《要 約》

食料の安定供給システムの構築

1 食の安全・安心をめぐる動き

平成14年1月以降、牛肉、豚肉の原産地虚偽表示等、大手食品メーカーを中心に相次ぐ食品の不正表示問題が発生。また、平成14年7月に山形県において無登録農薬(ダイホルタン及びプリクトラン)を販売していた2業者が農薬取締法、毒物及び劇物取締法違反の容疑で逮捕されるなど、食品の不正表示事件、無登録農薬問題が相次ぎ発生し、消費者の食の安全・安心に対する不信感が強まっている。

農林水産省が行った平成13年度食料品消費モニター第3回定期調査「食料品の安全性について」によると、不安が「ある」という回答が最も多かった項目は、「輸入農産物、輸入原材料等の安全性」で84.5%、次いで「農畜水産物の生産過程での安全性」79.8%、「製造・加工工程での安全性」73.0%となっている。

関東農政局では、食品の安全・安心に関する問題への対応として、食品表示110番の設置、立入検査等の実施により食品表示の適正化に努めるとともに、関東農政局農薬問題等食品安全性対策連絡会議を設置し、農薬の適正使用に対する指導を強化。「食の安全・安心施策」に関する関東地域意見交換会を開催し、消費者・生産者をはじめとする幅広い関係者と意見交換を実施した。

2 食料消費等をめぐる動き

管内の食料消費の動向は、平成13年の1世帯当たり1ヶ月の食料消費支出額の平均が約7万4,800円であり、デフレ傾向の中で前年に比べ約3,200円減少したが、全国平均を約3,300円上回っている。また、エンゲル係数は、全国23.2%、管内23.3%であり、前年に比べて、全国、管内とも微減した。管内の食料消費に占める主要食料費の構成割合を全国と比較してみると、肉類は大きく下回っているが、外食はかなり上回っており、食の外部化の進展が伺われる。

管内の食生活の現状については、平成13年度食料品消費モニター第4回定期調査「食生活・欠食・間食・偏食について」によると、「自分の食生活に満足している」が86.9%であり、26.5%が“よく”または“たまに”欠食をしており、欠食の多い年代は20~30代で全体の46.6%を占め、週3回以上欠食する人は43.3%であった。全国平均に比べ、おおむね現在の食生活に満足している人の割合や欠食の頻度等はおおむね同じであるが、週3回以上欠食する人の割合は8.5ポイント低くなっている。

関東農政局では、食育の今後の推進について、有識者と意見交換を行うため、平成14年度から新たに「関東地域食育推進協議会」を設置した。また、関東農政局「食を考える月間」を設け、さいたま新都心周辺における幟、横断幕等を用いた広報活動、消費者の部屋(インフォメーションセンター)における食育等の特別展示(15年1月)

や埼玉県主催「彩の国食生活フォーラム」における移動消費者の部屋の実施（15年1月）などに取り組んだ。

この他、食育をテーマとした電子会議室の開設（14年11月）、移動消費者の部屋の設置（14年11月、15年1月）、食生活に関する出前講座の実施（対消費者：9回）などに取り組んだ。

3 食料自給率の向上に向けた管内の取組み

食料自給率の向上を図るために、地域の特色を踏まえた農業生産の展開や食生活の見直し等の課題に、積極的に取り組むことが必要となっており、管内各都県においても生産努力目標を策定している。これらの目標を達成するために関係者が一体となって「地産地消」など各種の取組み等を実施している。

例えば、長野県では、平成13年度から「食農教育地域実践モデル校育成事業」により、学校給食を核として、食と農への理解を地域に広げるための事業を展開し、累計11校のモデル校を育成。また、14年度から、地産地消を推進するため、地域流通推進のための地区推進協議会の設置、地域流通推進コーディネータの委嘱等を内容とした「地産地消産地等育成事業」を開始している。

関東農政局では、平成15年1月さいたま市内において「地産地消フェア」（第7回農林水産省タウンミーティング）を開催した。

このほか、農業振興等を目的とした条例策定の動きもみられ、管内では、東京都日野市が、平成10年7月に「日野市農業基本条例」を、長野県北御牧村が、平成14年9月に「北御牧村農業基本条例」をそれぞれ施行している。

4 食品産業等の動向

(1) 食品産業の動向

管内の食品産業については、国内総人口の約4割を有する巨大な消費地を抱えていることもあり、全国に占める食品製造業の出荷額、飲食料品卸売業・小売業の販売額の割合がそれぞれ約4割と大きな地位を占めている。

近年、消費者の高品質・安全志向等への適切な対応が求められる中で、品質の保証・向上や環境への負荷軽減を実践するため、ISO9000sやISO14001を取得する企業が増加している。平成15年3月末現在、管内の取得件数は、それぞれ348件（対前年比130%）、168件（対前年比133%）である。また、食品の安全性を確保するため、HACCP手法支援法に基づき高度化計画の認定を受けている管内の事業所数（金融・税制上の優遇措置の対象事業所）は、平成15年3月末現在で、12業種52事業所となっている。

(2) 卸売市場の動向

管内の卸売市場は、巨大なマーケットを背景に中央卸売市場24市場、地方卸売市場325市場、政令規模未満卸売市場87市場の合計436市場あり、平成13年度の全国に占め

る取扱金額割合は、中央卸売市場及び地方卸売市場とも約4割を占め、特に、中央卸売市場の花き及び食肉は、それぞれ過半を占めている。また、14年度においては地方卸売市場鴻巣フラワーセンターが既存民設花き2市場合併に伴う移転新設の整備を完了し、14年9月より業務を開始している。

農林水産省では、卸売市場のあり方に加え、生鮮食料品等の商流及び物流の効率化・高度化のための関連施策について、「食品流通の効率化等に関する研究会」を14年7月から開催。民間の自由な競争環境の拡大を基本に、規制緩和等制度の見直しなどについて、幅広く検討を行っている。

(3) 食品産業における環境対策の推進

容器包装リサイクル法において特定事業者として再商品化義務を負う事業者のうち、同法の指定法人である(財)日本容器包装リサイクル協会との委託契約を締結しながら債務不履行である事業者や義務不履行の事業者(いわゆるフリーライダー)に対して、啓発指導を実施している。

食品リサイクル法の適正な運用に資するため、関東農政局では引き続き行政機関・食品関連事業者等に対して法律の説明会を実施するなど制度の普及・啓発に努めた。

5 国民参加型農政の展開

(1) 国民参加型農政推進のための意見交換等

国民参加型農政の推進のため、地域における農政上の課題等に対して、現地で農業関係者や消費者、関係団体等と直接意見を交換する「農政に関する車座座談会」を3回実施した。また、農政推進上の課題、地域農業の将来像などについて市町村長等と率直な意見を交換する「地域農政に関する市町村長懇談会」を2回開催した。

(2) ITを活用した国民参加型農政推進の取組み

住民参加型のインターネット上のネットワークである「あぐりテーブル関東」(平成15年3月末現在会員数約4,000名)を活用し、メールマガジンの発出(毎月2回)、東洋大学や埼玉県と協力したウェブアンケートによる会員からの意見聴取、「食育」などをテーマとした電子会議室による会員間の意見交換、電子掲示板による会員相互の情報交換等の取組みにより、関東地域の食料・農業・農村や農政に関する情報の提供や、国民参加型の幅広い意見収集・交換に努めた。

(3) 出前講座等関東農政局職員による学習援助の推進

関東農政局による「食農教育」学習支援については、最も小中学校などの教育現場に近く地域レベルの情報提供が可能な統計情報事務所職員等を中心として派遣する「出前講座」を実施している。平成14年度は延べ194回実施した。

(4) 「食」・「農」学習実施アイデア集の普及・拡充等

平成12年度に食料・農業・農村に関する学習を促進するための資料として関東農政局のホームページ上に『「食」・「農」学習実施アイデア集』を作成し、さらにこれを充実・普及するため、小学校教諭、栄養士等の教育専門家の意見を聞く「食農教育推進委員会」を開催。同アイデア集で提案している「調べ学習」のスキームに沿った授業の計画案（6案）を作成し、ホームページに掲載するとともに、計画案に従って実際に小学校で授業を行い、この結果を踏まえ「食」・「農」学習実施アイデア集の充実を図った。

(5) 農業・農村アドバイザーリスト等各種リストの整備

農業者等教育現場に近い地域住民による学習援助のための環境を整備するため、関東農政局の保有する情報を整理し、農業・農村アドバイザーリスト、見学受付可能な卸売市場リスト、見学受付可能な食品産業工場リスト、小中学生の団体受付可能な体験宿泊施設リスト等を作成し、関東農政局のホームページ「食と農を考える広場」等で公表しており、必要に応じて更新している。

構造改革を通じた農業の持続的な発展

1 関東農業の全国に占める位置と農業生産等の動向

(1) 関東農業の全国に占める位置

管内の農業指標についてみると、平成14年の耕地面積は全国の18.1%、販売農家数（平成14年1月1日現在）では23.8%、農業産出額（平成13年）は2兆2千億円と全国の24.5%のシェアを占め、我が国の一大食料供給基地となっている。

農業産出額の全国順位の10位内に、2位千葉、4位茨城、10位栃木と3県が入り、主要作目別の全国順位の上位にも管内各県が位置しており、管内の農業は全国的に重要な地位にある。

(2) 農業生産の動向

管内の平成13年の農業産出額の部門別シェアは、野菜が34%、畜産23%、米20%、果実9%、花き6%。これを全国と比較すると、野菜のシェア（全国は23%）が大きく、米（同25%）と畜産（同28%）が小さい。

また、管内各都県の農業産出額の部門別シェアは、7都県において野菜が第1位、山梨県では果実が第1位で6割を占め、また、静岡県では茶を含む工芸農作物が第2位で2割を占めている。

(3) 農協の組織の現状と活動状況

平成15年4月1日現在の管内の総合農協数は210組合で、広域合併の進展等により前年度より31組合減少した。管内の広域合併計画の進捗率は85.8%で、全国平均をや

や上回った。

主要事業の動向（平成13年度）は、営農指導員の設置率が約9割、信用事業は貯金は増加したものの貸出金は減少、経済事業は購買、販売とも減少し、事業収支は前年度を大幅に下回った。

農林水産省では、営農・経済事業を中心とした農協改革を促進するため、「農協のあり方についての研究会」を設置し、14年9月以降、農協系統の事業と組織のあり方についての検討を重ね、15年3月に「農協改革の基本方向」を取りまとめた。農協系統においては、これらを踏まえ改革の具体策を速やかに実践することで、農協改革に対する農業者、消費者等各国民各層の支持と理解を得ていく必要がある。

(4) 農業制度金融の動向

平成14年度は、農業近代化資金、農林漁業金融公庫資金及び農業改良資金の借入手続と相談窓口が一元化され、分かりやすく使いやすい制度資金として、農業経営改善関係資金制度が創設された。

しかしながら、平成14年度の管内の融資の動向は、低金利状況の長期化、景気の低迷、農業経営環境の悪化等により投資意欲は減退している。

2 農地の利用の現状

平成13年の管内の農業振興地域面積は294万ha、都市計画区域面積は278万haで、総土地面積に占めるシェアはそれぞれ約5割であり、全国に比べて都市計画区域面積の占める割合が高い。

平成13年の農業振興地域内の農用地の面積は93万3千haで、農用地区域設定率（農業振興地域内の現況農用地のうち農用地区域内農用地の占める比率）は75.0%と全国を下回っている。

平成12年の管内の耕作放棄地面積は6万1千haで平成7年に比べ1万4千ha強増加し、全国平均（5.1%）に比べ管内の耕作放棄地率（8.2%）は高くなっている。

管内の耕地利用率は、平成14年は92.8%まで低下しているものの、近年は下げ止まる傾向にある。

3 高生産性農業展開のための農業生産基盤の整備等の状況

管内農地の整備状況は、平成14年の田面積約46万6千haのうち、13年度末の整備済面積（30a程度以上に区画整備）は前年度より約1千ha増加し約27万6千haで、整備率（59.2%）は全国平均（60.1%）とほぼ同水準にある。畑については、14年の面積39万8千haのうち、13年度末の整備済面積（幹線、末端農道が完備）は前年度より3千ha強増加し約19万5千haであるが、整備率（48.9%）は全国平均（74.2%）に比べ大幅に低くなっており農道を中心とした畑地整備の積極的推進が必要である。

土地改良区の組織運営基盤の脆弱化から、都県単位での統合整備基本計画の策定等を事業内容とする「土地改良区総合強化対策」を実施し、土地改良区の合併等の統合

整備を進めたことから、統合整備基本計画を策定した時点における土地改良区数1,759地区が、14年度末では1,451地区となり一定の成果を上げている。また、農業・農村の持つ多面的な機能の確保など、国民が土地改良区に期待する新たな役割を国民や地域にアピールするため、土地改良区の愛称を「水土里^{みどり}ネット」とするなどの21世紀土地改良区創造運動を展開している。

4 担い手の確保・育成と農業経営の安定への取組み

(1) 新規就農の現状と課題

管内10都県の平成13年度における新規就農者数は合計で1,400人で、その内訳は新規学卒就農者516人、Uターン就農者734人、新規参入者150人となっており、平成12年度とほぼ同じとなった。新規就農者はここ数年増加傾向にあり、全体の約半数はUターン就農者で仕事の傍ら就農の情報や勉強の機会を求めており、関東農政局ではインターネットでの就農情報提供、関係団体の通信教育・就農相談フェアへの参加推進などを行うこととしている。

(2) 農村における女性の社会参画の状況

平成15年の管内の農業労働力に占める女性の割合は、農業就業人口の約6割を占め、農業生産の主要な担い手として重要な役割を果たしている。

農村女性の起業活動は、地域農産物等を利用した食品加工や朝市などの直売への取り組みが多数を占め、15年1月の調査では個人経営で551件、グループ経営で649件となり、年々活動が活発化している。

関東農政局及び各都県では、男女共同参画社会形成のための施策の一層の推進を図っており、優れた農村女性を知事が認定し、農村生活や農業生産等の幅広い分野でのリーダーとして活躍してもらう制度や、経営に携わる女性や後継者の地位向上や役割の明確化のための「家族経営協定」の締結等を推進している。14年度の家族経営協定締結農家数は6,873戸で、年々増加している。

(3) 農村における高齢者の現状と課題

管内の販売農家のうち基幹的農業従事者で65才以上の高齢者の割合は5割を超えている。農山漁村の高齢者対策については、地域における役割分担や高齢者の有する技術・能力に応じて、生きがいを持って農林漁業に関する活動が行えるよう、県及び市町村の農山漁村高齢者ビジョン等に基づき、積極的に活動できる体制等の整備を一層推進する。

(4) 農業経営の法人化の現状と課題

管内の農地等に関する権利を取得している農業生産法人数は、平成14年1月現在で859法人、うち農事組合法人が233法人、有限会社が623法人、合資会社3法人となっており、有限会社が7割強を占めている。また、株式会社形態の農業生産法人数は、

15年1月現在で18法人である。都県では法人化を志向する者の実態把握や法人育成重点地区の設定、市町村の相談窓口の設置、都県農業団体のコンサルタント活用や各種研修会の開催など、法人化推進の活動を展開している。

また、担い手不足が深刻な問題となっている中山間地域や都市近郊地域においては、地域の農地の有効利用を担う集落営農組織や特定農業法人の設立・育成に向けての取り組みに対して、積極的に支援を行う。

(5) 認定農業者の現状と課題

農業経営基盤強化促進法の市町村基本構想に基づいた農業経営改善計画の認定状況は、平成14年度末現在管内670市町村において37,992経営体が認定され、このうち法人経営は1,566法人が認定されている。営農類型別には、露地野菜、施設野菜、果樹類が上位部門となっている。

関東農政局では、認定農業者の掘り起こしや再認定、経営改善に対する支援、経営指導体制の整備、認定農業者の組織化などに留意しつつ経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営の育成を推進していくこととしている。

(6) 農地流動化の現状と課題

管内における平成13年の農地流動化面積は14,075haと、前年に比べ増加。また、平成14年3月末現在の農業経営基盤強化促進事業による利用権設定面積（ストック値）は前年に比べ4,333ha増加し、58,069haとなった（対前年比8.1%増）。農用地面積に占める利用権設定率は管内で6.7%となった。

当面、市町村が定めた「農地流動化に関する新たな目標」（5年目標）を着実に達成するため、農地流動化地域総合推進事業の成果を活かし、農地流動化を取り巻く課題をクリアして農地の利用集積を図る。

(7) 経営構造対策事業等の推進

平成14年度においては、経営構造対策事業が9都県16地区で実施され、認定農業者の育成や担い手等への農用地利用集積等の目標達成に向け着実な推進が図られている。また、高度情報化拠点施設整備事業が2県2地区で実施され、インターネットを介した農業情報等を提供するシステムの整備などが図られた。

新たに創設された販路開拓緊急対策事業により、1県2地区において野菜生産施設や米加工施設が整備され、食品企業等との連携による販路の開拓が図られ、また、アグリ・チャレンジャー支援事業が、6県10地区で実施され農業生産だけでなく販売・加工・流通などと組み合わせた創造的高付加価値農業に取り組む法人等の育成が図られた。

5 作物別生産・流通の特徴ある動き

(1) 水田を中心とする土地利用型作物

新たな米政策大綱をめぐる管内の動き

平成14年12月に、水田農業政策・米政策の大転換を図ることを主旨とする米政策改革大綱が決定されたことを受けて、管内都県等と連携をとりつつ、米政策改革大綱の説明会を実施。今後は、地域の自由な発想と戦略に基づき、地域水田農業ビジョンが策定され、大綱の趣旨に即した構造改革が実現するよう、随時、関係機関と連携を図りつつ、指導・情報提供を行っていく。

水田を中心とした土地利用型農業活性化対策の目的である米の計画的生産と水田を有効活用した麦・大豆・飼料作物等の本格的生産振興を図るため、関東ブロック水田農業推進協議会における関係者の合意のもと、「水田農業経営確立運動」を展開した。特に、水田農業経営確立運動に携わっている関係者の共通認識の醸成と意識啓発を図るため、14年7月「土地利用型農業実践報告会」を千葉県で開催した。

米

管内の平成14年産水稻の作付面積は324.9千haで、前年より約2.8千ha減少し、収穫量は1,730千t（対前年産比100%）となった。品種は、「コシヒカリ」が作付面積の6割程度を占め、他を大きく引き離している。なお、茨城県で「キヌヒカリ」から「ゆめひたち」へ、千葉県で「ひとめぼれ」から「あきたこまち」への転換が進んだ。

麦

管内の平成14年産の4麦（小麦、二条大麦、六条大麦、裸麦）合計の作付面積（子実用）は、49千7百haとわずかな増加（前年産比103%）であったが、収穫量は209千7百t（同117%）となった。実需者による品質評価を導入した「関東地域麦新品種等品質評価協議会」の中に、「小麦作付品種検討分科会」を設置し、小麦新品種のロットの拡大、品質の均一化を加速させる広域適応性を備えたブロック統一品種の選定・普及を検討した。

大豆

管内の平成14年産の大豆作付面積は19千2百ha(対前年産比107%)、収穫量は36千3百tで前年産より2千5百t増加した。品質向上への取組みとして、本年度から管内主産地を中心に重点指導産地を設定し、農産物検査の上位等級比率の向上を図った。また、平成15年1月には「関東大豆シンポジウム～大豆を食べてイキイキ健康～」を開催し、消費者、実需者等を対象に国産大豆の消費拡大を働きかけた。

(2) 園芸作物

野菜

管内の平成14年産の主要野菜（28品目）の作付面積は133千ha（対前年産比98%）で、減少傾向にあるものの、依然、全国の31.5%を占めている。また、管内の野菜指定産地は、14年度末で282産地（前年275産地）となっている。なお、輸入野菜の増加を受

け、これに対抗できる産地の構造改革が急務であり、このため、管内においては14年度末までに、311の団体が野菜産地改革計画を策定し、構造改革を進めている。関東農政局では、ねぎ他5品目の「野菜の輸入動向（データ情報/速報）」の情報提供を15年1月から行うとともに、「関東地域野菜産地改革等に関する情報交換会」の第1回目を15年3月に行い、中国、韓国等の生産出荷動向のは握や、管内の戦略的取組み等の情報交換を行った。

果樹

平成14年産の果樹栽培面積は63千2百ha（対前年産比99%）であり、うんしゅうみかん（静岡県）、りんご（長野県）、ぶどう、もも（山梨県、長野県）は、全国でも高いシェアを占める。品種については、高品質系品種への更新が進んでおり、うんしゅうみかんは、食味が良く貯蔵性の高い「青島温州」等へ、りんごは、「ふじ」と「つがる」で約8割を占め、ぶどうは大粒系の「巨峰」、「ピオーネ」の割合が高まっており、日本なしは、「幸水」及び「豊水」で8割を占める。

花き

管内の花き生産は、大消費地を抱える有利性や高冷地から島しょまでの立地等の地域特性を活かした多彩な取組みが行われ、全国的な花きの主要産地となっている。平成13年産の作付面積は、16千8百ha（対前年産比92%）、産出額は1,948億円（対前年産比96%）となった。切り花は企業等の祭事、営業用などの業務需要の減少、価格の低迷等により、作付面積、産出額とも減少しているが、花壇用苗もの類が家庭園芸の浸透が順調なため、作付面積は堅調であり、平成8年と比較すると作付面積は1.8倍、生産額は約2倍になっている。

特産農作物

平成14年産の特産農作物については、茶が管内主産県で栽培面積23千7百ha、荒茶生産量38千7百tなど各指標において、全国の4割以上を占め、緑茶ドリンクや茶の効能等の普及により消費面で堅調に推移している。

また、管内の養蚕は、全国の収繭量の約7割(638t)を占めているが、高齢化、後継者不足等により、繭生産基盤の脆弱化が進行している。なお、群馬県では県オリジナル蚕品種（世紀二一、新小石丸等）の活用により「ぐんまシルク」と総称した需要開拓を推進している。

落花生は、作付面積が8千8百haで全国の約9割、特に千葉県だけで全国の約7割を占めているが、近年の労働力不足により減少傾向にあり、収穫量は22千tであった。

こんにゃくいもは、管内主産県で栽培面積は4千6百ha、特に群馬県が全国生産量の9割を占めて産地特化が進展しているが、価格の低下、高齢化等の影響から減少傾向にある。群馬県では消費拡大推進協議会が、こんにゃくの日（5月29日）の設置等により消費拡大に取り組んでいる。

(3) 畜産・飼料作物

平成15年2月1日現在の乳用牛飼養戸数・頭数は6,950戸、29万8千頭で1戸当たり飼養頭数は前年よりやや増加して42.9頭(全国57.7頭)で平成14年度の生乳生産量は、161万1千tであった。肉用牛飼養戸数・頭数は6,410戸、37万8千頭で1戸当たりでは59.0頭、豚の飼養戸数・頭数は2,840戸、272万8千頭で1戸当たりでは961頭、採卵鶏飼養戸数・成鶏めす羽数は1,180戸、3,428万羽で1戸当たりでは2万9千羽であった。各畜種とも1戸当たりの規模拡大が進んでいる。

また、飼料作物の作付面積はほぼ前年並みの約5万haであったが、転作飼料作物の作付面積はやや増加して7,596haで、転作面積の約1割であり、飼料増産目標の達成に向けた取組みが進められている。

(4) 平成14年度の管内気象経過と農業生産への影響

平成14年度の管内の気象は、春期、夏期と昨年度に引き続き高温で推移したが、11月に入り強い寒気が南下し低温傾向となり、12月には記録的な積雪にも見舞われた。台風は、7月に第6号、第7号、10月に第21号が関東地域に上陸し、8月には第13号が南海を通過し、いずれも関東地域に大きな影響を与えた。

三宅島は12年9月の全島避難以後、島民帰島に備えてライフラインの復旧作業が進められているが、火山ガスの放出が続いており、依然推移を見守る状態となっている。

(5) 技術の開発及び普及をめぐる動き

農業キーテクノロジーは、持続性の高い農業生産技術、重量野菜を中心とした機械化一貫体系など4課題について取り組んだ。この他、都県・独立行政法人の農業試験研究機関が連携し、新たな技術開発の推進と生産現場への普及を推進している。

活力ある美しい農村と循環型社会の実現

1 活力ある美しい農村に向けた取組み

(1) 都市農業の振興

関東農政局における取組み

関東農政局では、首都圏をはじめとした都市及びその周辺地域における農業が抱える多様な課題に対応し、その振興の総合的な検討を行うため、「都市農業推進部会」を設置するとともに、具体的事項について検討し、都市農業の振興を図る「都市農業振興室」を設置している。平成14年度においては、都市農業に関する車座座談会や都市農業シンポジウムの開催、埼玉県など4都県の小中学校600校を対象とした学校給食への地場産農産物の使用状況に関する意向調査などを実施した。

都市住民等のニーズに対応した取組状況

平成14年3月末現在の管内の市民農園整備促進法に基づく市民農園の開設状況は145か所、132万㎡で、開設主体は地方公共団体83か所、農協14か所、農地所有者48か所となっており、全国323か所の約半数を占めている。

また、特定農地貸付法による農園の開設状況は、1,256か所、244万㎡で、地方公共団体1,092か所、農協164か所となっており、全国2,353か所の過半を占めている。

(2) 農山村地域活性化への取組み

農山村地域活性化への取組み

管内の特定農山村地域は283市町村(全国1,722市町村)で、平成15年3月までに246市町村で地域の特性を活かした農林漁業等活性化基盤整備計画が策定されている。

この農林業等活性化基盤整備計画に即して地域の実情に応じたソフト面の取組みを促進するため、6年度から基金が造成され地域活性化に活用されている。

11年度から新山村振興等農林漁業特別対策事業を実施し、山村等中山間地域の振興を促進している。14年度は、23地区を新たに認定した。

また、農業生産の維持を図りつつ多面的機能の確保に向けた中山間地域等直接支払制度については302市町村で実施され、2万5千ha余に交付金が交付された。地道な就業機会の確保のための農村地域工業等導入促進では218市町村(管内市町村の約3割)が実施計画を策定し、操業企業1,347社(全国7,637社)、地元雇用者70,429人となっており、厳しい雇用情勢の中で就業機会の創出の確実な成果を上げている。

農業・農村における情報化の現状

情報交換や農産物の販売等への利用等、農家のパソコン・インターネットの利用が進みつつあり、平成13年の調査で管内農家のパソコン所有率、パソコン農業経営に利用している割合は53.0%で全国並みとなっている。

農家をはじめとした管内住民に対するインターネットを活用した情報提供については、関東農政局では、関東農政局自体のホームページの他、統計情報事務所等がホームページを開設し、地域情報等各種情報の提供を行っている。また、統計情報事務所を窓口とした農林水産情報センターを開設し、各種の情報提供、照会への対応を行っている。

(3) グリーンツーリズムの推進

関東管内における都市農業交流施設の実態

平成14年度に行った都市農村交流施設の実態調査で、管内には294市町村内に都市農村交流施設は534施設あった。機能別では「宿泊」27%、「休養(温泉)」16%、「休養(その他)」30%、「飲食」49%、「体験」44%、「学習」13%、「購買」54%、「市民農園」10%となった(複数回答)。また、所在する市町村の農業地域類型は、都市的地域25%、平地農業地域18%、中間農業地域31%、山間農業地域26%。

農林漁業体験民宿の現状

農林漁業体験民宿業の管内の登録数は平成15年3月末で178軒(全国536軒)で全国の33%を占め、管内の大半は低減傾向にあるスキー客を対象にしたスキー民宿に体験機能を付加したものが多く、小中高校生の農村体験をテーマとした修学旅行の受入れなどに取り組む地域もある。

小中学校の総合的学習の時間に対応したグリーン・ツーリズム活動

平成14年度から小中学校の週5日制、総合的学習の時間が本格的に開始されることを視野に入れ、農林水産省と文部科学省が連携した「グリーン・ツーリズムと心の教育連携モデル事業」(2週間程度の長期自然体験活動を支援する事業)、「子ども連携活動事業」(2～3日間の短期農村地域活動を支援する事業)、「学校教育連携交流事業」(小中学校の授業の一環として農業・農村体験活動を支援する事業)を10市町村で実施した。

都市在住の高齢者を対象とした農業・農村体験活動

平成14年度は、農村生活体験交流事業(都市の高齢者の農業・農村体験活動を支援する事業)を4町村で実施した。

(4) 環境に配慮した農業農村整備

自然と共生する田園環境を創造する事業への転換

農業農村整備事業は、農業生産基盤の整備や農村の生活環境の整備を通して、農業生産性の向上、農村の生活環境の改善に貢献してきたが、他方、経済性や管理上の効率性を重視した工法による事業の実施に伴い、生態系や環境等への負荷や影響を与える側面も有している。

食料・農業・農村基本法及び平成13年6月に改正された土地改良法の趣旨に基づき、今後の農業農村整備事業の実施に当たっては、可能な限り環境への負荷や影響を回避・低減し、環境との調和への配慮を進めることが必要となっている。

環境保全に配慮した農業農村整備に関する調査・計画

平成14年度までに管内で「田園環境整備マスタープラン」を策定した市町村は368市町村であり、事業の円滑な推進と情報交換を行う「環境に係る情報協議会」の設置、農村地域の生態系や景観・親水等に配慮した整備手法の調査、農業・農村の多面的機能の維持増進に関する調査を実施した。

2 循環型社会の実現に向けた取組み

(1) 農業の自然循環機能の発揮の推進

環境保全型農業の推進

「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」の認定を受けた農業者(エコファーマー)は、平成15年3月末で管内9,537名(全国の35%)で県により差が見られるものの、その数は着実に増加している。

畜産環境保全対策の実施

平成14年度の畜産経営に係る苦情発生件数は798件で、悪臭593件、水質汚濁165件、害虫発生171件と、近年ほぼ横ばいで推移している。

管内都県では、11年に施行された「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく計画に沿って畜産経営を巡回し、環境保全への指導や良質たい肥生産技術の普及啓発など、農家の意識向上や堆きゅう肥の流通の円滑化等に努めている。

(2) バイオマスの持続的な利活用

バイオマスは、生物が太陽のエネルギーを利用し、水・土・空気を使って生物が合成したものであり、石油・石炭などの化石資源や、金属などの鉱物資源と異なり、適正に利用すれば枯渇することがない資源である。

バイオマスの多くは農山漁村に存在しており、家畜排せつ物、稲わら、林地残材等農林漁業から発生するバイオマスを有効活用することにより、農林漁業の自然循環機能を維持増進し、その持続的な発展を図ることが可能となる。さらに、バイオマスの利活用によって、食料の供給という役割に加えて、農業・農村にエネルギーや工業製品の供給という可能性を与えるなど、新たな発展のひとつの鍵となることも期待される。平成14年12月、バイオマスの利活用を進めていくための国の基本方針を示した「バイオマス・ニッポン総合戦略」が閣議決定された。バイオマスの利活用は現状としてはきわめて限られた取組みとして行われているだけであるが、今後、バイオマスを利活用する社会へと転換していくために、「バイオマス・ニッポン総合戦略」では、政府として取り組む78の具体的な行動計画が示されている。今後、バイオマスのエネルギーや工業原料等として利活用を進めることにより、持続的に発展可能な社会をつくっていくことが求められている。